

平成 26 年度 放射性物質事故等対応資機材に関する検討会（第 3 回）

1 検討会の概要

(1) 日時：平成 27 年 2 月 16 日（月）14:00～16:00

(2) 場所：東京都千代田区霞が関 3-2-1

中央合同庁舎 7 号館 西館 11 階 1114 会議室

(3) 出席者（敬称略・順不同）

委員：鶴田 俊、富永 隆子、松井 真、中村 力、立石 信行、
萱津 雅弘、中丸 浩昭、鹿志村 平、金澤 文男、岡本 明子(代理)
オブザーバー：熊谷 征則、土屋 兼一、小山田 智哉、鈴木 芳男、鈴木 健、
小林 信之、木本 光彌、二村 浩昭(代理)

2 概 要

事務局より検討会報告書（案）について説明を行った。

【主な意見等】

- 資機材調査結果一覧「Ⅲ簡易防護服・その他」の特徴に記載されている“火炎対応”と事務局コメントの“火災には適さない”の記述は矛盾しているのではないかと。
→【事務局】当記述は補助的な防災効果があるという意味であり、防火衣のように火災時に使用できるものではないことから、誤解がないよう記述を修正する。
- 位置情報測位(GPS)機能は屋内や高層建物の谷間等では使用できるのか。
→【事務局】現状では難しい。準天頂衛星システム等、今後の技術開発に期待したい。
- 通信機能については、活動中の情報をリアルタイムに通信するのか。また、その距離はどの程度を想定しているのか。
→【事務局】リアルタイムな情報を通信することを想定している。Wi-Fi や Bluetooth は距離に制限があるが、スマートフォンや携帯端末を経由することにより、距離に関係なく通信することができる。
- マルチコプターについて、発電所のように送電線や建物等の障害物がある場合の使用は支障ないのか。

→【事務局】マルチコプターの使用については、航空法の規制の範囲で活用することとなるが、実際の活用にあたっては、周囲の安全等を考慮して対応することが必要である。

○ 可視化カメラは、面での撮影しかできず、遮へい物により隠れた放射線は撮影できない。可視化カメラの映像を信用して回り込むと被ばくする可能性もあるため、一方だけだけでなく、多方向から撮影する必要がある。

○ 発電所内で携帯電話は使用できるのか。

→【電事連】発電所により異なるが、場所により持ち込みが規制されているところもある。また、構内用として PHS を使用しているところもあるが、通信手段の確保は福島第一原発事故以降、強化されている。

→【座長】原子力施設等において、通信機器を使用する場合は、事前に確認しておく必要がある。

○ 高線量下における資機材（電子機器等）の使用は、被ばく線量限度の範囲内での活動であれば、その機能に問題はないと考えている。

近年の資機材は低電力のものが多く、それらへの影響は不明である。

GM 計数管は窒息現象を起こす可能性があるため、注意が必要。

○ データ通信の情報を一元化する場合、蓄積されるデータ（位置情報、映像、測定値等）の容量が膨大になる可能性があるため、サーバー管理等を検討する必要がある。

○ 通信機能により各種情報を一元管理することは有意義であるが、隊員が自身の線量等の情報を確認できることは重要であるため、ヘッドマウントディスプレイ等の技術を組み合わせることにより、より機動的な活動ができると考える。

○ 今回の議論を踏まえての報告書（案）の修正については、座長に一任することとされた。